

令和3年3月18日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第86号）

【ポイント】

○オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、現在実施している午後8時から午前5時までの商業活動停止措置を4月3日（土）まで延長するほか、3月19日（金）正午から新たな通知があるまで貨物便を除き英国からオマーンへの直行便をすべて禁止するとともに、オマーン国民を除き英国からの乗客及び過去14日間にトランジットで英国に立ち寄った乗客の入国も禁止することなどを発表しました。

【本文】

1 3月1日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、議長の内務大臣の主宰で会合し、国内で感染者及び死亡者が着実に増加している状況等を踏まえ、以下の新たな措置につき決定、発表しました。同委員会は、引き続き感染予防措置の徹底を呼び掛けるとともに、あらゆる種類及びあらゆる目的の集会が禁止である旨強調し、違反者の監視及び摘発を続けていくとしました。

（1）3月21日（日）から4月1日（木）まで有効な措置として、政府機関等の職員の出勤を全体の70%に制限。

（2）3月19日（金）正午から新たな通知があるまで、貨物便を除き英国からオマーンへの直行便をすべて禁止するとともに、オマーン国民を除き英国からの乗客及び過去14日間にトランジットで英国に立ち寄った乗客の入国も禁止。

（3）現在実施している午後8時から午前5時までの商業活動停止措置を4月3日（土）まで延長。例外については、これまでと同様に給油所、医療機関、薬局及び配達サービス等に加え、飲食店からの持ち帰りも追加。

（4）個人のスポーツ活動のみを対象に海岸の使用を解禁するが、集会や多人数でのスポーツは引き続き禁止。

2 3月3日～18日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、2日に358件、3日に369件、4～6日に1,059件、7日に449件、8日に427件、9日に426件、10～13日に1,610件、14日に556件、15日に587件、16日に548件、17日に577件の新規感染を記録し、17日までの累積感染症例数は149,135件（死亡件数は1,620件、治癒件数は137,871件、治癒率92.4%）、17日の入院件数は311件（新規58件、ICU88件）です。

3 オマーン保健省は、(1)2月9日のツイッターでオマーン入国者の空港到着時、(2)同10日にはオマーン入国者以外のPCR検査陽性者及び同陽性者との濃厚接触者の所要手続きについて、フローチャートを掲載しています。以下のリンクをご参照下さい。

(1) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359037274760114179/photo/1>

(2) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359364175961747459/photo/1>

4 海外から日本へ入国するすべての方は、国籍を問わず、検疫所へ「出国前 72 時間以内の検査証明書」の提出が必要です。加えて、海外から日本へ入国するすべての方は、国籍を問わず、検疫所へ「誓約書」の提出が必要です。14 日間の公共交通機関の不利用、自宅等での待機、位置情報の保存、接触確認アプリの導入等について誓約いただくこととなりますが、「誓約書」が提出できない場合、検疫所が確保する宿泊施設等で待機していただきます。また、誓約に違反した場合は、検疫法に基づく停留措置の対象となり得るほか、(1)日本人については、氏名や、感染拡大防止に資する情報が公開され得ること、(2)在留資格保持者については、氏名、国籍や感染拡大防止に資する情報が公開され得ること、また、在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得ることがあります。

詳細は以下のサイトでご確認ください。

○厚生労働省ホームページ（水際対策に係る新たな措置について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html#h2\\_free1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html#h2_free1)

○厚生労働省ホームページ（水際対策の抜本的強化に関する Q&A）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

5 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は 100 オマーン・リヤル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No.760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、 Shati Al-Qurum

－電話：（+968） 24601028

－FAX：（+968） 24698720

－ホームページ：[https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>